

附属資料

I. 策定経過

1. 策定経過

(1) 総合計画検討懇談会

平成23年

- 5月30日 第1回検討懇談会開催
(委員委嘱、第4次八幡市総合計画第5次実施計画進捗状況等)
- 8月31日 第2回検討懇談会開催
(後期基本計画改定のポイント、後期基本計画第1章・第6章改定案)
- 9月28日 第3回検討懇談会開催
(後期基本計画第3章・第5章・第7章改定案)
- 10月31日 第4回検討懇談会開催
(後期基本計画第2章・第4章改定案)
- 11月30日 第5回検討懇談会開催
(後期基本計画素案、パブリックコメントの実施)

平成24年

- 2月27日 第6回検討懇談会開催
(後期基本計画素案、パブリックコメント等の反映)

(2) 総合計画策定委員会

平成23年

- 12月5日 第1回策定委員会開催
- 19日 第2回策定委員会開催

平成24年

- 4月2日 第3回策定委員会開催
- 5月7日 第4回策定委員会開催

(3) 総合計画策定幹事会

平成23年

- 6月22日 第1回策定幹事会開催
- 7月27日 第2回策定幹事会開催
- 8月24日 第3回策定幹事会開催
- 9月28日 第4回策定幹事会開催
- 10月21日 第5回策定幹事会開催

平成24年

- 2月8日 第6回策定幹事会開催

(4) 市民参画の取組

平成24年

- 1月4日～ 広報やわた、八幡市ホームページに「後期基本計画素案」を掲載し、パブリックコメントを募る

II. 規程等

1. 八幡市総合計画に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、八幡市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定及び実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(総合計画策定委員会)

第2条 総合計画に関する調査、研究及び総合計画策定のため、総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、総合計画担当副市長をもってあて、委員会の事務を統括する。

4 副委員長は、前項に規定する以外の副市長をもってあて、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、八幡市庁議等設置規程（平成5年八幡市規程第9号）第3条第1項に規定する職員（市長を除く。）とする。

6 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に定める事項を所掌する。

(1) 総合計画に関する調査及び研究に関すること。

(2) 総合計画の策定に係る必要な資料の収集及び整理に関すること。

(3) 市長の指示に基づく総合計画原案の策定に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、総合計画に関し特に必要な事項

(幹事)

第4条 委員会の職務を補助し、各課等の意見を総合計画に反映するため、市長の事務部局、議会の事務部局、公営企業、消防本部及び教育委員会の事務部局の部次長又は課長級相当の職にある者を幹事に任命することができる。

2 幹事は、市長が任命する。

3 幹事は、幹事会を組織し、政策推進部長が招集する。

4 幹事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(総合計画の実施)

第6条 部長及び課長（これらに準ずる者を含む。以下この条において同じ。）は、総合計画の実施に際して、必要な外部機関及び団体等との連絡調整を行うなど総合計画に定められた事務事業が円滑に行われるようにしなければならない。

2 市長は、総合計画に定められた事務事業の進捗状況について必要と認めるときは、部長及び課長に対して報告させるものとする。

(庶務)

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、総合計画担当課が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

2. 八幡市総合計画検討懇談会設置要領

(設置)

第1条 八幡市総合計画（以下「計画」という。）の実施に当たり、効果的かつ効率的な計画の推進を図るため、八幡市総合計画検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、計画の見直し、進捗状況の点検管理及びその推進に関する意見交換を行い必要な助言等を行うものとする。

(組織)

第3条 懇談会の委員は、10人以内とする。

2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(会長)

第4条 懇談会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、懇談会の会務を総理し、懇談会を代表する。

4 会長に事故のあるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会は、会長が招集する。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議開催の手続その他懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

Ⅲ. 関係者名簿

1. 八幡市総合計画検討懇談会 委員名簿【五十音順：敬称略】

	氏 名	所 属 等	備 考
会 長	飯塚 英雄	元徳島文理大学教授	
委 員	赤井 重行	市民公募	
〃	伊藤 晃一	八幡市農業青年クラブ	
〃	上田 幸寛	八幡青年会議所	
〃	金子 啓子	八幡市女性団体連絡協議会	
〃	河原崎 進	八幡市自治連合会	
〃	四方 直子	男山東中学校はぐくみ協議会	
〃	鶴見 達也	市民公募	
〃	西村 忠雄	八幡市消防団	
〃	松本 勲武 瀬川 信弘	都市再生機構西日本支社	平成23年6月30日まで 平成23年7月1日から

2. 総合計画策定委員会 委員名簿

	氏 名	備 考
委 員 長	佐野 良夫	平成24年3月まで委員
副 委 員 長	竹延 信三	平成24年3月まで委員長
副 委 員 長	堀口 文昭	平成23年12月まで
委 員	今井 興治	
〃	黒川 京重	
〃	上林 敏哲	
〃	大石 正直	
〃	長村 敏弘	
〃	符川 裕子	
〃	井上 種三	
〃	北川 明彦	
〃	西脇 居則	
〃	和田 康弘	
〃	藤田 勝	
〃	柏本 修介	
〃	藤田 孝志	
〃	山本 清利	
〃	内藤 茂隆	
〃	田中 克己	
〃	内田 提一	
〃	茨木 章	

3. 総合計画策定幹事会 幹事名簿【五十音順】

氏 名	氏 名	氏 名
足立 善計	大東 康之	藤井 武夫
大野 功	西田 良彦	眞鍋 仁
柏本 修介	野中 敏行	山本 友孝
上村 文洋	林 幸光	山本 政名
神村 僚二	符川 裕子	和田 康弘
木村 康博	福田 賢二	

